

お 知 ら せ

このたびの令和3年福島県沖地震による災害により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当分の間、被害を受けられました皆さまに、下記のとおり、便宜のお取扱いをさせていただきますので、ご相談ください。

記

1. 預金の通帳・証書・お届けの印鑑等をなくされた方は、お支払について便宜扱いもいたしますのでご相談ください。
(ご本人様を確認できる資料をできる限りお持ちください。)
2. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しについてもご相談ください。
3. このたびの災害による障害のため、支払期日が経過した手形（電子記録債権を含みます）については、関係金融機関と話し合いの上お取立てができますので、ご相談ください。
4. このたびの災害時における不渡処分については、配慮させていただきます。
5. 汚れた紙幣・硬貨のお引換えをいたします。
6. 国債等をなくされた場合もご相談ください。
7. 災害の復旧に向けての各種ご融資等につきましても、窓口へご相談ください。

2021年2月

詳しいことは、窓口にお問い合わせください。

七 十 七 銀 行